

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2018年11月15日)

第188号 (2016年度・第19号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp

山口大学、今年是人勧完全実施を決める！ ～組合の申し入れ(11/5)を受けた学長回答届く(11/15)～

山口大学教職員の賃金等に大きく影響する人事院勧告が、今年8月10日(金)に「報告」「意見の申し出」とともに政府と国会に対して出されましたが、組合は、「少なくとも完全実施」を求めて11月5日(月)に、学長宛に「2018年人事院勧告にもとづく賃金改善の実施についての申し入れ(3頁参照)」を提出しました。なお、政府は11月6日(火)に人勧完全実施を閣議決定しています。



これに対して11月15日(木)、他の懸案事項(大学院手当支給基準改定問題、非常勤講師への旅費支給基準改定等)についての折衝のために、久保人事課長・福岡人事課副課長が組合事務所を訪れた際、冒頭に人勧についての申し入れに対する回答書(4頁参照)が提示されました。



今年も勤勉手当改善分の値切りなし 俸給表改定(平均0.16%)は4月に遡及して実施

これによると、財務状況見通しを慎重に検討した結果、「人事院勧告どおり俸給月額及び勤勉手当の引き上げを遡及して実施することが可能であると判断いたしましたので、完全実施する方向で準備しております。」とのことで、組合が懸念し、教職員の皆さんも心配されていた「勤勉手当引き上げ勧告分実施」が、この2年間のようなことではなく、人勧どおり引き上げられて12月に支給されることが事実上確定しましたのでお知らせします。

若年層(月額1,000円)以外はずか400円(1日20円!?)

5年連続とはいえ、わずかな引き上げでは生活改善につながらない～人事院勧告制度に問題あり

山口大学教職員の賃金は毎年的人事院勧告に大きく左右されますが、今年の勧告によると、月例給(基本給)、一時金(勤勉手当)ともに5年連続プラスとなっていますが、その上げ幅は俸給表で平均655円(0.16%)、一時金が0.05月分とまさに「低額勧告」となっています。実際には、初任給で1,500円、若年層で1,000円の引き上げということでその他の階層は「一か月400円(1労働日当たり、20円以下!?)」となっています。

なお、「5年連続プラス」自体は、法人化後の10年間、一部の例外(2007年度に0.35%の基本給引き上げ)を除いて、2013年まで賃金改定勧告なしが賃金引下げ勧告が続いていたことからすれば、「多少はまし」と思われる方もいらっしゃると思いますが、OECDの統計(2016年)によれば、日本の働く者の実質可処分所得は1990年、すなわちほぼ30年前の水準と同じ(1.01倍)です。一方、アメリカ(2.25倍)・英国(2.46倍)など、主要先進国の多くは2倍から2.5倍となっています。

大学院手当支給基準改定案に「修士教育軽視・文系切り捨て」の声

賃金に関するもう一つの大きな問題は大学院手当問題です。これは、7月6日(金)の部局長会議で「頭出し」されたものですが、大学院修士課程の講義のみには手当を支給しないということに対して、主として文系部局から「修士教育を軽んじている」等、強い反対の声が挙がる中、二転三転した案が11月6日(火)同会議に提示され、組合に対しても11月15日(木)に人事課から説明がありました。

大学院手当は「俸給調整給」の一つであり、期末手当・勤勉手当の基礎額に含まれています。このため、大学院修士への講義を担当して、「調整数1」の支給を受けていた教員の場合、年間20万円前後の大幅減収となる等、明らかな労働条件不利益変更を含む「改正案」であり、近く組合との交渉事項となります。

生活改善につながらない低額勧告

声明

人事院は本日、政府と国
会に対して、国家公務員の
給与に関する勧告及び公務
員人事管理に関する報告
定年延長にかかる意見の申
出を行った。

国民較差は、月例給、一時
金も「15年連続アップ」
となり、俸給表の水準は
55円(0.16%改善、一
時金0.05月分の改善を勧
告した。

較差については、俸給表
を改定して、初任給を15
000円、若年層については
10000円程度、その他は
4000円の引き上げを基本
として、すべての号俸を引
き上げることにした。

しかしながら、給与制度
の総合的見直し「の現給保
障廃止、扶養手当改善、宿舎
使用料の値上げが進行され
る中で、今回のためめ
低額な改定では、生活改善
にはつながらない。本年4
月から値上げになるなど不
利益を被っている職員も多
数いるなかで、高年齢層に重

点をおいた配分など生活改
善できる政策的な賃上げが
必要との私たちの要求を一
顧だにしない人事院の姿勢
は、労働基本権制約の代償
機関とは言い難い。国公労
連は人事院の姿勢に断固抗

いとして、一歩前進
であるが、強い要求であっ
た無給休暇の有給化や、社
会通念に照らしても、批判
をされるような改善とならな
い。夏季休暇の措置は見送る、
諸手当などの均等待遇につ
いても、政府の同一労働同
一賃金方針がまだ

「案」であることを理由に必
要な措置を見送っている。
また、強く要求してきた無
給休暇の改善は要求
の反映であるが、職場の強
い要求である通勤手当と住
居手当については、必要な
検討を行う」としていたも
の、今回も改善を見送っ
たことは問題である。

可能な特例や、他律的
な業務の比重の高い部署の
設定など、実効性が担保さ
れるのか疑問である。上限
規制の厳格な運用によって
可能とするための客観的な
勤務時間管理の義務化をは
じめ、窓口受付時間設定の
制度化、インターバル規制
の導入など長時間労働の是
正に向けて実効性ある対策
を引き続き求めていく。

定年延長については、定
年年齢を60歳まで段階的に
引き上げることの意見の申
出が行われた。その内容は、
「当分の間」とはしているも
の、役職定年制の導入、60
歳超職員の間給与を実質
的に「賃金構造基本統計調
査」の結果だけをもつて60
歳前の7割の水準に引き下
げること、現行再任用制度
と同様の問題を抱える定年
前の短時間再任用の導入
分限処分が適時厳正に行わ
れるようにするための人事
評価の適正な運用の徹底の
必要性、加齢困難職種への
特別措置を盛り込まなかつ
たことなど、問題が山積し
ている。このため、定年制の
廃止および65歳以上定年制

労働基本権制約の 代償の役割果たさず 月例給0.16% 一時金0.05月改善

議する。

非常勤職員に関しては
昨年について、重点要求
書を提出して、雇用の安定
や均等待遇の実現など、制
度の抜本改善と処遇改善を
本日の勧告まで求めてき
た。

人事管理に関する報告
で、「結婚休暇を設けるなど
慶弔に係る休暇について
所要の措置を講じてこきた

期転換制度の導入や更新に
かかる公費要件の撤廃など
にはまったく応えず、給与
も事実上勧告の枠外におか
れたまま、きわめて不十
分である。

公務員人事管理に関する
報告では、長時間労働の是
正に向けて超過勤務命令の
上限を人事院規則において
原則1月45時間・1年30
0時間(他律的業務の比重
の高い部署においては1月
100時間・1年200時
間等)を設定するなどの措
置に言及している。上限時
間の規則化については一定
評価できるものの、過労死
ラインを超える超過勤務も

「一方、生活関連手当等の

今後のたがいは、政府
との交渉へと移る。国公労
連は、給与改善勧告の早期
実施、実効ある長時間労働
規制、安心して働ける定年
延長の実現などを求めるこ
とを、すべての労働者の
賃上げと雇用の確保につい
て国民共同のたたかいに
いそいそ奮闘する。

再任用職員に関しては
月例給・一時金でも改善
すること、今回ばかりで常
勤職員と同様に「一時金の改
善をはかること」としてい
る。これは要求の反映であ
る。

2018年8月10日
国公労連中央闘争委員会

2018年（平成30年）11月5日

山口大学長 岡 正朗 殿

山口大学教職員組合

執行委員長 鴨崎 義春



2018年人事院勧告にもとづく賃金改善の実施についての申し入れ

このことについて、人事院は去る8月10日、「国家公務員の給与に関する勧告及び公務員人事管理に関する報告、定年延長にかかる意見の申出」を政府と国会に対して行ったことをご承知のとおりです。

山口大学では、2004年の国立大学法人化後、教職員の労働条件は労使交渉を行った上で就業規則で定めることとなり、休暇制度及び諸手当等については国家公務員を上回る労働条件改善を様々措置していただいたことをまず、お礼申し上げます。

しかしながら、法人化後の10年間、一部の例外（2007年度に0.35%の基本給引上げ）を除いて、賃金改定勧告なし、もしくは賃金引下げ勧告が続くも、私どもの強い要求・抗議にもかかわらず、「人勧準拠が原則」として、基本給・一時金・退職手当・扶養手当等については、おおむね代償措置として休暇制度の改善等が措置されてきたものの、支給水準そのものは「人勧どおり」に実施されてきました。このため、大学教育職員の賃金は、大都市圏の大手私学の教員賃金と比較した場合、大きく下回ったままであり、その他の職員にあっても人勧によって給与水準が決まる国家公務員の賃金水準と比較するいわゆるラスパイルズ指数はやはりかなり低い水準となっていることもご承知のとおりです。

2014年度以降、きわめて低額ではあるものの基本給の引上げ勧告が続く中で、山口大学は「やむなく」人勧に準拠して賃金改定を行ってまいりましたが、「深刻な財政事情」を理由として2016年度・2017年度と2年続けて勤勉手当の改定を「値切りする」という不当な対応がなされました。

今回の人勧は月額賃金で0.2%（平均655円）、一時金（勤勉手当）で年間0.05か月分と、生活改善につながらない低額勧告であり、到底満足できるものではありません。しかしながら、法人化後、良きにつけ悪しきにつけ「人勧準拠」とされてきた本学教職員からすれば、少なくとも人勧どおりの給与改定は当然のことと言えます。

このため、一昨年から2年続いて行われた「一時金の値切り」はあってはならないことであり、当面、人勧通りの賃金改定を速やかに決定するよう求めます。

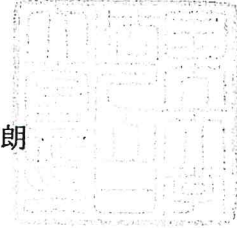
以上

注（組合）申入書中「今年の人勧は月額賃金で0.2%（平均655円）」とありますが、「0.2%」は行政職俸給表（一）の平均改定率であり、全職種の前平均改定率は正しくは「0.16%」となります。「（平均655円）」についても同様。

平成30年11月15日

山口大学教職員組合
執行委員長 鴨崎 義春 殿

国立大学法人山口大学長
岡 正 朗



2018年人事院勧告にもとづく賃金改善の実施についての
申し入れについて（回答）

平成30年11月5日付けで依頼のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

今年度人事院勧告に対する本学の対応としては、今年度の財務状況の見通しを慎重に検討した結果、人事院勧告どおり俸給月額及び勤勉手当の引き上げを遡及して実施することが可能であると判断いたしましたので、完全実施する方向で準備しております。

なお、今年度は人事院勧告どおり遡及して実施することが可能と判断いたしましたが、本学の主要な財源となっている運営費交付金について、来年度以降も増額される状況にはないことから本学の財務状況が改善する見通しとはなっておらず、今後も厳しい財務状況が続くと予想されることから、今後も必ず遡及して実施するものではない旨ご理解いただきますようお願いいたします。

以上